

埼玉県代協

# 野元専務が講演

## オープンセミナー開催

埼玉県代協は10月29日、さいたま市の浦和コミュニティセンターでオープンセミナーを開き、日本代協の野元敏昭専務理事が「保険募集を取り巻く環境の変化と代理店の対応」保険業法改正が示すもの」をテーマに講演した。



講演する野元氏

従来、保険業法で定められてきた規制内容の大半は保険会社に対するもので、代理店は保険会社を通じて間接的に規制を受けるというものだったが、今回の業法改正について野元氏は「代理店に

直接、影響をおよぼすもの」と指摘し、代理店はまず、この点を認識する必要があると述べた。もともと代理店制度は、保険会社が代理店を教育・指導・監督するという歴史的背景があったが、昨今では保険ショップや銀行などの大型代理店が増えてくるなど、保険会社による代理店の監督に一定の限界がでてきた。

今回の業法改正では、こうした点に金融庁が着目したことで、当局による代理店の監督が直接できるようになったが、このことが従来の保険会社と代理店の関係を変えるという意味で大きな変化の1つだと野元氏は述べた。

また、今回の保険業法の改正が、とりわけ代理店業界にとって抜本的改革と言われている理由の1つとして、1948年に施行された「保険募集の取締に関する法律(募取法)」があると説明。募取法では、保険募集にあたりやっではないけな

いことについて定めており、すべきことについての義務づけは何もなかったとしたうえで、今回の業法改正では、意向把握や情報提供、体制(態勢)整備などの義務化で代理店がするべきことを定めることとなり、この点が「保険募集のルールを抜本的に変えるものだ」と強調した。

このうち、体制(態勢)整備義務については、当局による監督指針がでてから代理店が具体的に取

り組むべきことは明確になっ

てくるだろうとしながらも、個人情報保護の徹底や顧客からの苦情対応については、社内で整

備しておく必要があると述べた。